

日頃から弊社の事業運営に多大なるご理解を賜り、厚く御礼申し上げます。

弊社が本年6月に東海第二発電所の安全性向上対策工事に着手した際、貴懇話会の自治体の皆様方へのご連絡が遅延したこと、また、7月に弊社が再稼動申請に向けた準備を進めている旨の報道がなされたことにより、皆様方に大変ご迷惑をおかけしたことに対し、お詫び申し上げます。

1. 弊社は、自治体の皆様方及び地域の住民の皆様方からのご信頼をいただきながら事業を進めていくことが、何よりも重要であると深く認識しております。

今後はこれまで以上に、自治体の皆様方への適切な情報のご提供やご説明をきめ細かく実施し、皆様方からご信頼をいただけますよう最大限の努力を傾注してまいります。

(1) 弊社茨城総合事務所の要員増等の体制強化により、今後の事業の実施に当たって、情報のご提供やご説明をよりきめ細かく実施させていただきます。

また、情報のご提供やご説明に際しては、関係自治体との情報交換の場を適宜設けさせていただき、積極的に皆様方からのご意見を拝聴させていただきます。

(2) 地域住民の避難計画の策定や避難訓練等に対し、関係自治体のご要望をお伺いしながら、事業者としてでき得る限りのご協力をさせていただきます。

(3) また、地域の皆様方が必要とされる情報について、関係自治体とご相談をさせていただきながら、できるだけ分かり易くご説明するよう心掛け、広報媒体の定期的な発行、対象地域の拡大等に努めてまいります。

2. 東海第二発電所の安全性向上対策を反映した設置変更許可申請につきましては、弊社として、発電所の安全性が新規制基準に適合しているかどうか、国の視点から確認していただくために必要な手続きと考えており、是非とも進めていきたいと考えております。

なお、今後、申請に際しては、事前に自治体の皆様方に十分ご説明を行っていく所存であります。また、国の審査の状況やその後の計画等につきましても自治体の皆様方へ、その都度、ご説明させていただきます。

3. 安全協定につきましては、県、立地地域と原子力事業者とが、原子力施設周辺の安全確保のために、報告や諸手続きを通じ、長年に亘り相互理解と信頼関係を築き上げてきた経緯がございます。

今般の皆様方からのご要請は、大変重いものと受け止めており、本年2月に「東海第二発電所の今後に係る重要事項等の情報提供に関する覚書」を締結させていただいております。

東海第二発電所の安全確保に関する取り決めにつきましては、具体的な案を弊社がご提示し、茨城県殿をはじめ関係自治体の皆様方と年内を目途に調整を進めていきたいと考えております。何卒よろしくお願ひ申し上げます。

以 上